

令和7年度南陽市6次化トライアル事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、6次産業化を目指す意欲ある事業者（以下「事業者」という。）に対し、南陽市産の農産物を主要な原料として使用した加工品等（以下「加工品等」という。）の開発を行う費用及び食品加工機械を導入する費用、国内外で開催される全国規模のコンテスト、商談会、食品見本市その他の展示会（以下「展示会等」という。）へ出展する費用の一部を助成することにより、市場ニーズを捉えた商品開発及び全国に向けた販路開拓を促進するため、南陽市6次産業化ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象事業者)

第2条 助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、市内に住所又は事業所を有する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 農業者
- (2) 農業生産法人
- (3) 中小企業者
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が認める団体

(助成対象経費及び助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 助成対象事業者が、消費税課税事業者（一般課税）に該当する場合、助成対象経費のうち消費税及び地方消費税の額を除くものとする。

3 助成金の額は、別表に掲げるとおりとし、1事業者当たり60万円を上限とする。
ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業は、別表に掲げる事業のいずれか1つ又は複数を組み合わせたものとし、令和8年2月20日までに主要な助成対象経費の支払いが完了するものとする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する者は、助成金交付申請書（様式第1号）を会長へ提出するものとし、添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号の1、様式第2号の2又は様式第2号の3）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第7条 会長は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等により助成金を交付すべきと認めたときは速やかに、予算の定める範囲において助成金の交付決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 会長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成対象事業者は、事業が完了した場合は速やかに実績報告書（様式第4号）を会長へ提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（様式第2号の1、様式第2号の2又は様式第2号の3）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 事業実施に伴う証拠書類（通帳、領収書等）の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(支払)

第10条 会長は、交付すべき助成金の額が確定した後に助成金を支払うものとする。

(助成金の交付の請求)

第11条 助成対象事業者は、事業が完了した場合は速やかに請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表

事業	区分	助成対象経費	助成金の額
(1) 販路拡大事業	旅費	商談会、展示会、PR イベント等への参加に係る交通費及び宿泊費	助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、5万円を上限とする。
	役務費	出展手数料及び出展物輸送費	
	使用料及び賃借料	小間料、レンタル備品料及び会場駐車料	
(2) 商品開発事業	報償費	講師等に係る謝金及び旅費	助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、5万円を上限とする。
	需用費	燃料費（自動車等の燃料費）及び印刷製本費（チラシ、パンフレット及び各種資料の印刷費）	
	委託料	広告等製作費、研究費、加工費及びデザイン費	
(3) 食品加工機械導入事業	設備・機械導入費	商品開発又は生産能力向上のため導入する食品加工機械の購入費	助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を上限とする。

備考 助成金の合計額は、年度当たり60万円を上限とする。